

○西興部村空家等管理活用支援法人の指定に関する実施要綱

西興部村訓令第73号

令和5年12月21日

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）により改正された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（以下「法」という。）第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 支援法人の活用に関する本村の方針が定められるまでの間、村長は申請に関する必要事項を定めないこととする。

(指定の基準)

第3条 支援法人の活用に関する本村の方針が定められるまでの間、村長は指定を行わないこととする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年12月13日から適用する。